

# いつきの“ヒューマン・ビーイング”

## 人権について考える ⑩

### 最初に伝えたいこと

#### 土肥いつき

京都の公立高校教員。24 時間一人パレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

前号まで、人権教育とわたしのかかわりについて書いてきました。今号からは、そういうわたしが、勤務校における人権学習でどのようなテーマを取りあげているのか、そのテーマを選んだのはなぜなのか、そのテーマからわたし自身が何を学んだかということを書いていこうと思います。

最初に、わたしが人権学習をおこなうにあたって留意していることを確認しておきます。人権学習ではさまざまなテーマを扱います。しかし、それらのテーマ「を」伝えるのではなく、それらのテーマ「で」伝えたいと考えています。なぜなら、そのような伝え方をするだけで、個々のテーマには違いがあるだけでなく、共通することがあることに気づくことができると考えているからです。また、そのような伝え方をするを通して、子どもたちが自分の課題と向き合うこと、そしてその課題を社会化することができると考えるからです。その時に大切なことは、課題に軽重をつけないということです。言い換えるなら「語れるしんどさ／語れないしんどさ」はないということを伝えたいと考えています。そしてできればそれを共有してほしいと考えています。それは、しんどさを語る時、刃をふるう必要はないということを意味します。そうやって、人権をきっかけとした子どもたち同士のつながりができてくれたらうれしいと思っています。

1 年生 1 学期におこなう人権学習は、これから 3 年間の導入として、とても大切です。かつては「身近にある差別」として、社会の中にある迷信や偏見をとりあげた時期もありました。あるいは、「ちがいのちがい」などの参加体験型の学習にとりくんだこともあります。しかし、ここ数年は「世界人権宣言」と「多様性ワークショップ」の学習をしています。今号と次号で、「世界人権宣言」について書くことにします。

わたしの勤務校では、新入生に対して入学式の翌日・翌々日に、高校生活についてのオリエンテーションがあり、世界人権宣言の授業はその中の一コマという位置づけでおこなっています。

世界人権宣言については、当然のことながら生徒たちは小中学校ですでに学習しています。しかし、伝え方を変えながら繰り返し伝えれば良いと考え、3 年間の人権学習の最初にこの授業を設定しています。

授業では最初に「人権はいくつある？」という質問から入ります。答は「30 個」です。これは、世界人権宣言の条文の数です。そして、ストリートチルドレンを例にあげながら、その条文のどれが保障されていないかを確認します。さらに、ホームレスを例として、日本国内においても人権が保障されていない人がいることも示します。このようにして、世界人権宣言という「権利のリスト」を用いることで、自分の人権のどれが保障されていないかを確認できるということを、まず伝えます。

次に、世界人権宣言ができるまでの歴史のビデオを用いて、人権はあたりまえのこととして存在するのではなく、人類の歴史のなかで勝ちとってきたということを伝えます。さらに、世界人権宣言を実効化させるために、さまざまな国際条約がつくられ締結されてきたことを伝えます。また、こうした国際条約は、それぞれの当事者が声をあげることでつくられてきたこともまた伝えます。ただし、世界人権宣言ができたのは 1948 年です。当時は人権と考えられてこなかったことも、後に人権課題であると認識されるようになります。その例として「ジョグジャカルタ原則」を取りあげ、LGBT のことにも少し触れます。

最後に、世界人権宣言採択当時の国連人権委員会委員長だったエレノア・ルーズベルトの言葉「普遍的な人権とは、どこからはじまるのでしょうか。実は、家の周囲など、小さな場所からなのです」をひき、「小さな場所」で人権を具体化するためのキーワードとして、わたしが考えたふたつの言葉を提示します。それは「助けて！」と「あかんのちゃん！」です。なぜこのふたつの言葉をキーワードと考えたのか、そしてこのふたつの言葉にどんな思いを込めたのかということについては、次号に書くことにします。